

まことさつなえこども園 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 施設の概要

設置主体	名称	社会福祉法人 まこと鳴滝会
	所在地	和歌山県和歌山市園部 381
	電話番号	073-455-6469
	代表者	理事長 冨森 義登
施設	種別	保育所型認定こども園
	名称	まことさつなえこども園
	所在地	札幌市東区東苗穂 15 条 1 丁目 2-32
	電話番号	電話番号 011-299-9367
	管理者	園長（施設長） 松本 つねみ
認可年月日	令和 2 年 4 月 1 日	

(2) 目的

このまことさつなえこども園（以下「当園」という。）は、一人ひとりの子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満 3 歳以上の小学校就学前子どもに対する教育の提供と、家庭において必要な保育を受ける養育されることが困難である子どもに対する保育の提供という二つの機能を一体として提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・「当園」は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連帯の下に園児の状況や発達過程を踏まえ養護及び教育を一体的に行います。
- ・「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行うよう努めます。

また、当園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営します。

2 提供する教育・保育等の内容

(1) <当園の保育の理念>

豊かな広い心の人間性を培い、人格形成を養うことをモットーとし、大切な資質向上の人格的環境を高め、行き届いた物的環境を基本として、社会へ貢献できる大人への第一歩を造り、本質的な幼児教育を目指す。

<当園の保育の目標>

心身ともに健やかな育成を図り、社会人としての基礎を作る。情操教育を高め個性豊かで未来へ向かう前進力を養い、無限の可能性を大きく伸ばす保育を目指す。

<当園の保育の内容に関する全体計画>

- ・年齢別保育を基本とし、年齢ごとに年間・月間・週間計画を作成する。
- ・0,1,2歳児については、個別計画を作成する。

また、当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえるとともに、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づいた教育・保育を行うものとします。

(2) 1日の流れ（土曜日は、平日保育と同じ生活の流れになります。）

0 歳児	1 歳児	2 歳児	時間	3 歳児	4 歳児	5 歳児
順次当園 異年齢保育 登園時健康チェック・検温			7:00 8:00	順次当園 異年齢保育 登園時健康チェック・検温		
おやつ 戸外活動 室内活動	おやつ 戸外活動 室内活動	おやつ 戸外活動 室内活動	9:00 9:30	*1号児登園 縦割り保育 戸外活動・室内活動		
食事 (離乳食)	食事	食事	11:00 11:15	食事		
*個々の生活に合わせます	午睡	午睡	11:30 12:00 13:00	午睡		
おやつ	起床 おやつ	起床 おやつ	14:00 14:30 15:00	*1号児降園 起床 おやつ		
順次降園 異年齢保育			15:30 17:30	順次降園 異年齢保育		
延長保育 おやつ 閉園			18:00 19:00	延長保育 おやつ 閉園		

(3)年間行事について

入園のしおり参照

(4) (1)に掲げる教育・保育のほか、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 食事の提供（アレルギー等への対応）

当園では、自園調理により、子どもの年齢に応じた食事の提供を行います。

なお、使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談のうえ、除去するなど可能な限り対応いたします。（例）

卵・牛乳・そば など

イ 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号（以下「2 号認定子どもという。」）及び子ども・子育て支援法第 19 条第 3 号（以下「3 号認定子どもという。」）の時間外保育

ウ 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号（以下「1 号認定子ども」という。）の一時預かり

エ その他の便宜

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職務内容	職員数	
		常勤	非常勤
園長	園の管理運営を統括します。	1	
主幹 保育教諭	園の管理運営を補佐し、子どもの教育及び保育を行います。	1	1
保育教諭	子どもの教育及び保育を行います。	6	2
栄養士	子どもの栄養管理や食育推進に関する業務を行います。	1	
調理員	食事の提供に関する業務を行います。		2
看護師	子どもの健康管理全般を行います。		1
用務員	園舎や備品の保安全管理を行います。		1

備考

1 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年 3 月 6 日条例第 2 号）に規定する基準を遵守したうえで、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外の者を配置することがあります。

2 職員の員数は、子どもの人数に応じて変更となる可能性があります。

4 教育・保育を行う日及び時間等

当園では、教育・保育を提供する日及び時間を次のとおり定めています。

(1) 1号認定子ども

ア 学期

- (ア) 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- (イ) 第2学期 8月1日から 11月30日まで
- (ウ) 第3学期 12月1日から 3月31日まで

イ 休園日

- (ア) 土曜日、日曜日及び国民の休日
- (イ) 夏季休園 7月24日から 8月31日まで
- (ウ) 冬季休園 12月25日から 1月7日まで
- (エ) 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
- (オ) 学年末休園 3月31日

ウ 教育・保育を提供する時間

- (ア) 教育時間 午前9時00分から午後2時00分まで
- (イ) 在園児の一時預かり 午前7時00分から午前9時00分まで
午後2時00分から午後7時00分まで

なお、1号認定子ども（在園児）の土曜日及び長期休業日の一時預かりについては、午前7時00分から午後7時00分までとなります。

(2) 2号認定子ども及び3号認定子ども

ア 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

また、お盆の時期などにお休みの協力依頼をする場合がありますが、保育を必要とする場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

イ 保育を提供する時間

(ア) 保育時間

保育必要量	保育時間
保育標準時間	午前7時00分から午後6時00分までの範囲内
保育短時間	午前8時30分から午後4時30分までの範囲内

(イ) 時間外保育

保育必要量	保育時間
保育標準時間	午後6時00分から午後7時00分までの範囲内
保育短時間	(1) 午前7時00分から午前8時30分までの範囲内 (2) 午後4時30分から午後7時00分までの範囲内

5 保育料等

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、教育・保育給付認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

保育料のほか、別表に掲げる費用（ただし、3歳児クラス以上の子どものうち、教育・保育給付認定を行った市町村が免除の決定を行った子どもの副食費を除く。）を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

また、別表に掲げる費用のほか、教育・保育の提供にあたって必要な経費であって、保護者負担が望ましいものについて、別途費用を徴収することがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的やその理由について適宜書面でご案内しますのでご了承ください。

6 利用定員

子どもの区分	定員	区分ごとの定員	クラス
1号認定子ども	4人	3歳児 1人	幼児 年齢ごとにグループ名を設ける（そら組、にじ組、たいよう組）
		4歳児 1人	
		5歳児 2人	
2号認定子ども	24人	3歳児 8人	幼児 年齢ごとにグループ名を設ける（そら組、にじ組、たいよう組）
		4歳児 8人	
		5歳児 8人	
3号認定子ども	16人	満1歳以上 14人	ほし組：7人 つき組：7人
		満1歳未満 2人	しずく組：2人

7 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 利用の開始

当園における入園に関する手続き、選考に関する事項は、以下のとおりです。

ア 1号認定子ども

施設見学後に、入園の申込及び面談を行い、決定します。

イ 2号認定子ども及び3号認定子ども

札幌市が行う利用調整により決定します。

(2) 利用の終了

当園は、以下のいずれかに該当する場合は、教育・保育の提供を終了いたします。

ア 1号認定子ども、2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき、若しくは児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定に基づく措置が解除されたとき

イ 札幌市と協議のうえ、利用を継続させることが適当でないと認められたとき

ウ 当園に入園した子どもの保護者が、園長に退園の届出をしたとき

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 教育・保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科

医療機関の名称	東雁来すこやかクリニック
医 院 長 名	藤永 久美子
所 在 地	札幌市東区東雁来 10 条 1 丁目 12-1
電 話 番 号	011-791-9991

イ 歯科医

医療機関の名称	カインドデンタルクリニック
医 院 長 名	岡 和也
所 在 地	札幌市東区東雁来 11 条 1 丁目 2-16
電 話 番 号	011-790-1111

(2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

(3) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 食糧（3日分）、飲料水（2日分）、拡声器、毛布等
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を毎月実施します。
第1次避難場所	札幌緑小学校
第2次避難場所	札幌北中学校

(4) 非常災害が発生したとき

以下の自然災害の発生等により、即座に閉園（休園）としなければ安全な保育が継続できないと園長が判断した場合は、閉園（休園）とすることがあります。

災害規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を的確に把握し、臨機応変な対応を行いますが、危険を感じた場合は、当園からの連絡を待たずに保護者の皆様の判断でお迎えに来ていただいてもかまいません。当園から連絡ができない状況も起こり得ますので、早めのご判断、ご対応により子どもの安全確保にご協力をお願いいたします。

ア 施設所在地に避難情報等が発令されたとき

(ア) 開園時間内

高齢者等避難	警戒レベル 3	閉園とし、当園から保護者の皆様へお迎えを依頼します。
避難指示	警戒レベル 4	
緊急安全確保	警戒レベル 5	
特別警報		

(イ) 開園時間外

高齢者等避難	警戒レベル 3	休園とします。
避難指示	警戒レベル 4	
緊急安全確保	警戒レベル 5	
特別警報		

イ 施設所在地の避難情報等が解除されたとき

施設の安全確保と職員体制が確保され次第、当園から保護者の皆様へ連絡し、開園します。

ウ 札幌市内で震度 5 弱以上の地震が発生したとき

(ア) 開所時間内

施設の安全が確認できない場合は閉園とし、当園から保護者の皆様へお迎えを依頼します。

(イ) 開所時間外

施設の安全確認と職員体制が確保できるまでは休園としますが、施設の安全確保と職員体制が確保され次第、当園から保護者の皆様へ連絡し、開園します。

9 要望・相談の受付

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解決責任者：松本 つねみ（園長） ・ 受付担当者：溝渕 美朱（主幹保育教諭） ・ ご利用時間：8：30～17：30 ・ 電話番号：011-299-9367 ・ F A X：011-299-9368 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	三宅 佳代
中村 吉成		電話番号 073-433-3305 医療法人カムラゲイカクリニック院長

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

10 虐待の防止

当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

- 年に 1 回、職員に対して虐待防止研修を実施
- 虐待防止マニュアルの作成、運用
- 外部研修などの参加

11 保険に関する事項

保険名	補償内容	補償額
スポーツ振興センター保険	負傷・疾病・障害・死亡	最大 40,000,000 円

12 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

当園は、個人情報取扱規程に基づき、情報を取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 園児指導要録を送付するとき

小学校就学の際には、園児指導要録を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされていることから、教育・保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 教育・保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

教育・保育を提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき教育・保育給付認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

時間外保育料の減免などのため、教育・保育給付認定を行った市町村が認定した世帯情報（保育料、住民税の課税状況、生活保護の受給の有無、中国残留邦人等の支援給付の有無、里親の情報など）を必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、教育・保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

13 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前 8 時 30 分までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
感染症について	別紙をご覧ください、感染症の拡大防止にご協力ください。
投薬について	しおりの「投薬について」をご覧ください。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにもかかわらず、教育・保育給付認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3) その他世帯の状況の変化により教育・保育給付認定の変更認定が必要であるとき。